

令和 8 年度診療報酬改定に係る基本 マスターの変更等について

審査運営部 コンピュータチェック課
マスター整備係

旧点数等の廃止

■ 各基本マスターの項目について調査を行い、使用頻度の低い項目を令和 8 年度診療報酬改定時において廃止することとした。

医科

お 知 ら せ
令和 7 年 9 月 19 日

医科診療行為マスターの仕様変更予定について

令和 8 年度診療報酬改定に係る更新と併せて医科診療行為マスターの仕様を下記のとおり変更する予定としていることを事前にお知らせします。
なお、変更予定の内容は変更又は追加される場合もあります。

記

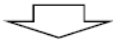
1 項番 57「点数識別（旧点数）」及び項番 58「旧点数」の廃止

項番	項 目 名	形 式			内 容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
5 7	旧点数 点数識別	数字	1	固定	項番 5 8「旧点数」に設定した点数等の種別を表す。 0：診療報酬改定又はそれ以降に新設された診療行為 1：金額 3：点数（プラス） 4：購入価格（点数） 5：％加算 6：％減算 7：減点診療行為 8：点数（マイナス） 点数識別の詳細は「別紙 7－1」のとおりである。
5 8	旧点数	数字	1 0	可変	診療報酬改定前又は直近で適用された点数等を、整数部「7桁」、小数点「1桁」及び小数部「2桁」の組み合わせで設定する。

項番	項 目 名	形 式			内 容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
5 7	予備	数字	1	固定	未使用：「0」を設定する。
5 8	予備	数字	1 0	可変	未使用：「0」を設定する。

2 項番 112「異動関連」の廃止

項番	項 目 名	形 式			内 容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
1 1 2	異動関連	数字	9	可変	診療報酬改定等において、診療行為の統合又は細分化等があった場合、従前の診療行為コードを設定する。



項番	項 目 名	形 式			内 容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
1 1 2	予備	数字	9	可変	未使用：「0」を設定する。

3 変更予定日

令和 8 年 3 月上旬（令和 8 年診療報酬改定施行日より適用予定）

旧点数等の廃止

■ 各基本マスターの項目について調査を行い、使用頻度の低い項目を令和 8 年度診療報酬改定時において廃止することとした。

歯科

お知らせ
令和 7 年 9 月 19 日

歯科診療行為マスターの仕様変更予定について

令和 8 年度診療報酬改定に係る更新と併せて歯科診療行為マスターの仕様を下記のとおり変更する予定としていることを事前にお知らせします。
なお、変更予定の内容は変更又は追加される場合もあります。

記

1 基本テーブル・項番 13「点数等識別（旧点数）」及び項番 14「旧点数等」の廃止

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
13	旧点数 点数等識別	数字	1	固定	項番 14「旧点数等」に設定した点数等の種別を表す。 0：診療報酬改定又はそれ以降に新設された診療行為 1：金額 3：点数（プラス） 4：購入価格（点数） 5：%加算 6：%減算 7：減点診療行為 8：点数（マイナス） 点数識別の詳細は「別紙 7-1」のとおりである。
14	旧点数等	数字	10	可変	診療報酬改定前又は直近で適用された点数等を、整数部「7桁」、小数点「1桁」、小数部「2桁」の組み合わせで設定する。



項番	項目名	形式			内容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
13	予備	数字	1	固定	未使用：「0」を設定する。
14	予備	数字	10	可変	未使用：「0」を設定する。

調剤

お知らせ
令和 7 年 9 月 19 日

調剤行為マスターの仕様変更予定について

令和 8 年度診療報酬改定に係る更新と併せて調剤行為マスターの仕様を下記のとおり変更する予定としていることを事前にお知らせします。
なお、変更予定の内容は変更又は追加される場合もあります。

記

1 項番 58「点数識別（旧点数）」及び項番 59「旧点数」の廃止

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
58	旧点数 点数識別	数字	1	固定	項番 59「旧点数」に設定した点数等の種別を表す。 0：調剤報酬改定又はそれ以降に新設された調剤行為 3：点数（プラス） 5：%加算 6：%減算 7：分数減算 8：整数倍点数 9：点数（マイナス）
59	旧点数	数字	9	可変	調剤報酬改定前又は直近で適用された点数を、下 2 桁を小数点以下とする 9 桁の数字で設定する。



項番	項目名	形式			内容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
58	予備	数字	1	固定	未使用：「0」を設定する。
59	予備	数字	9	可変	未使用：「0」を設定する。

旧点数等の廃止

- 各基本マスターの項目について調査を行い、使用頻度の低い項目を令和8年度診療報酬改定時において廃止することとした。

医薬品

お知らせ
令和7年9月19日

医薬品マスターの仕様変更予定について

令和8年度診療報酬改定に係る更新と併せて医薬品マスターの仕様を下記のとおり変更する予定としていることを事前にお知らせします。
なお、変更予定の内容は変更又は追加される場合もあります。

記

1 項番 24「金額種別（旧金額）」及び項番 25「旧金額」の廃止

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大バイト	項目形式	
24	旧金額 金額種別	数字	1	固定	項番25「旧金額」に設定した金額等の種別を表す。 0：薬価基準改定又はそれ以降に新設された医薬品 1：金額 3：薬剤使用量省略（歯科に限る。） 7：減点 金額種別の詳細は「別紙4-2」のとおりである。
25	旧金額	数字	13	可変	薬価基準改定前又は直近で適用された当該医薬品の金額等を、整数部「10桁」、小数点「1桁」及び小数部「2桁」の組み合わせで設定する。



項番	項目名	形式			内容
		モード	最大バイト	項目形式	
24	予備	数字	1	固定	未使用：「0」を設定する。
25	予備	数字	13	可変	未使用：「0」を設定する。

特定器材

お知らせ
令和7年9月19日

特定器材マスターの仕様変更予定について

令和8年度診療報酬改定に係る更新と併せて特定器材マスターの仕様を下記のとおり変更する予定としていることを事前にお知らせします。
なお、変更予定の内容は変更又は追加される場合もあります。

記

1 項番 17「金額種別（旧金額）」及び項番 18「旧金額」の廃止

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大バイト	項目形式	
17	旧金額 金額種別	数字	1	固定	項番18「旧金額」に設定した金額等の種別を表す。 0：材料価格基準改定又はそれ以降に新設された特定器材 1：金額（整数部10桁、小数部2桁） 2：購入価格 5：%加算 9：乗算割合 金額種別の詳細は「別紙5-1」のとおりである。
18	旧金額	数字	13	可変	材料価格基準改定前又は直近で告示された当該特定器材の金額等を、整数部「10桁」、小数点「1桁」及び小数部「2桁」の組み合わせで設定する。



項番	項目名	形式			内容
		モード	最大バイト	項目形式	
17	予備	数字	1	固定	未使用：「0」を設定する。
18	予備	数字	13	可変	未使用：「0」を設定する。

旧点数等の廃止

- 各基本マスターの項目について調査を行い、使用頻度の低い項目を令和 8 年度診療報酬改定時において廃止することとした。

訪問看護

お 知 ら せ
令和 7 年 9 月 19 日

訪問看護療養費マスターの仕様変更予定について

令和 8 年度診療報酬改定に係る更新と併せて訪問看護療養費マスターの仕様を下記のとおり変更する予定としていることを事前にお知らせします。

なお、変更予定の内容は変更又は追加される場合もあります。

記

1 基本テーブル・項番 17「金額識別（旧金額）」及び項番 18「旧金額」の廃止

項番	項 目 名	形 式			内 容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
1 7	旧金額				
	金額識別	数字	1	固定	項番 1 8「旧金額」に設定した金額等の識別を表す。 0：診療報酬改定又はそれ以降に新設された訪問看護療養費 1：金額 3：点数（プラス） 5：%加算 金額識別の詳細は「別紙 1 0－2」のとおりである。
1 8	旧金額	数字	1 0	可変	整数部「7桁」、小数点「1桁」及び小数部「2桁」の組み合わせで設定する。



項番	項 目 名	形 式			内 容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
1 7	予備	数字	1	固定	未使用：「0」を設定する。
1 8	予備	数字	1 0	可変	未使用：「0」を設定する。

2 変更予定日

令和 8 年 3 月上旬（令和 8 年診療報酬改定施行日より適用予定）

特定器材マスター

内容の変更

○再製造単回使用医療機器使用加算区分のフラグ追加 ※令和8年3月1日適用

医療機器に係る保険適用決定区分及び価格（案）

販売名 再製造心腔内超音波カテーテルA S（日本ストライカー）
保険適用希望企業 日本ストライカー株式会社

販売名	決定区分	主な使用目的
再製造心腔内超音波カテーテルA S（日本ストライカー）	R（再製造）	本品は、先端部に超音波を送受信するトランスデューサを内蔵し、心腔内及び管腔内から心臓及び大血管の解剖学的構造や生理機能を画像化するためのカテーテルである。また、心腔内の他の機器の画像化も行うことができる。本品は、再製造単回使用医療機器である。

○ 保険償還価格

販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比	費用対効果評価への該当性
再製造心腔内超音波カテーテルA S（日本ストライカー）	229,000 円	168 心腔内超音波プローブ (2) 磁気センサー付き 327,000 円 再製造係数 0.7	1.0	—

○ 定義案

「168 心腔内超音波プローブ」の定義を下線部のとおり、追加・変更する。

(1) 略

(2) 機能区分の考え方

磁気センサーの有無により、標準型、磁気センサー付き及び再製造（2区分）の合計4区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 標準型

②から④までに該当しないこと。

② 磁気センサー付き

電気生理学的検査において多電位差測定に必要な情報処理を行う三次元カラーマッピングシステムとともに使用するための磁気センサーを有すること。

③ 再製造・標準型

①の再製造品であること。

④ 再製造・磁気センサー付き

②の再製造品であること。

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大バイト	項目形式	
38	再製造単回使用医療機器使用加算	数字	3	固定	再製造単回使用医療機器使用加算であるか否かを表す。 0 0 0：再製造単回使用医療機器以外 0 0 1：体外式ペースメーカー用カテーテル電極（再製造・冠状静脈洞型） 0 0 2：再製造単回使用医療機器使用加算（体外式ペースメーカー用カテーテル電極（再製造・房室弁輪部型）） 0 0 3：体外式ペースメーカー用カテーテル電極（再製造・房室弁輪部型） 0 0 4：心腔内超音波プローブ（再製造・磁気センサー付き）